

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇〇〇に関する以下の情報 1. 〇〇医師作成の文書 2. 行動所見および心理所見」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成23年6月21日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として実施機関に対し平成23年5月23日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇〇〇に関する以下の情報 1. 〇〇医師作成の文書 2. 行動所見および心理所見」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成23年6月21日付けで本件対象保有個人情報を開示しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成23年8月1日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年9月7日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年9月7日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年10月17日付けで申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月27日、申立人による口頭

意見陳述の聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 申立人は、未成年者である児童Aの父親であり、児童Aの法定代理人として児童Aに係る本件対象保有個人情報の開示を請求したものである。

(2) 実施機関は、以下の事実を考慮し、開示することにより児童虐待の被害者である児童Aの治療を妨げるなど、児童Aの権利利益を害するおそれのあるものであり、条例第17条第2号の不開示情報に該当すると判断した。

ア 児童Aは、平成21年11月20日を含め、○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

家庭において○○○○○○○○○事実から、申立人夫妻の児童Aに対する養育・監護が不適切であったと認められる。児童相談所は、児童Aの当時の主治医の助言も踏まえ、施設入所の調整の間、保護の継続が必要なため、平成○○年○月○日、○○○○○○○○○施設「○○○○」に児童福祉法第33条による一時保護委託を行った。

イ 一方、申立人は、こうした児童相談所の方針に対し、「施設入所に同意する。」と公言はするものの、施設入所後の面会や外出を含めた児童の処遇方針を話し合う場では、必ず過去の面会状況などを次々と問題にするため、本題である合意を形成するための話し合いが成り立たない状況が続いていた。

ウ 施設入所後の面会や外出の制限を含めた処遇方針について、申立人と合意に達しなかったため、児童相談所長は、親権者の施設入所に対する同意は得られていないと判断し、平成○○年○○月○○日に児童福祉法第28条第1項第1号に基づき本件審判の申立てを裁判所に対して行った。なお、本件審判は、審判の過程で親権者が施設入所に同意することが確認されたため却下となっている。

(3) 審判においては、当事者が互い主張を述べ相手方の主張に対する反論を述べる形式で行われるため、争点を明らかにする手段として、相手方の主張する内容を閲覧又は



害するおそれが認められるので、条例第17条第2号の不開示情報に該当する。

イ 本件審判に提出された証拠資料について

申立人は、本件審判の資料として本件対象保有個人情報の一部を閲覧、謄写していることから、同部分の不開示は不当である旨を主張しているため、検討を加える。

本件審判は、児童福祉法第28条第1項第1号に基づく承認に係るものであることから、同条第3項により家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に掲げる事項とみなされる。そして、家庭裁判所の審判に関しては、家事審判法に定めるものの外、家事審判規則（昭和22年日最高裁判所規則第15号）の定めるところによるとされているところ（家事審判規則第1条）、家事審判規則第12条第1項は、「家庭裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は裁判所書記官をして記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。」と規定している。これは、審判の公正を図るために事件当事者等に記録の閲覧若しくは謄写を家庭裁判所の具体的判断により特別に認めるものと解されるが、その手続及び目的の限度において閲覧若しくは謄写が可能になることがあるとしても、家事審判規則に基づく記録の閲覧若しくは謄写と条例に基づく保有個人情報の開示は制度趣旨が異なるので、このことをもって、条例に基づく開示手続において、開示することが許されているものと解することはできない。

なお、申立人は閲覧、謄写ができた本件対象保有個人情報の一部は条例第17条第3号イにより開示すべき旨を主張するが、本件対象保有個人情報は条例第17条第2号に該当するため、条例第17条第3号イ該当性については判断するまでもない。

ウ 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(2) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 9月 7日	諮問を受ける（諮問第51号）
平成23年 9月 7日	実施機関から理由説明書を受理
平成23年10月17日	申立人から意見書を受理
平成24年 2月14日	審議
平成24年 3月27日	申立人による意見陳述及び審議
平成24年 4月25日	審議
平成24年 5月24日	審議
平成24年 6月28日	審議
平成24年 9月25日	審議
平成24年10月 4日	答申